

2020.11.18

## 食品衛生管理の徹底を図るため 「食品等の年末一斉取締り」を行います

年末は、多種類の食品が短期間に大量に流通するほか、ノロウイルスによる食中毒も発生しやすい季節です。

このため、スーパーマーケット、旅館等の食品を取り扱う施設を対象に、県下一斉に保健福祉事務所（保健所）職員が立入検査を行い、適切な衛生管理がなされているか点検を行います。

また、流通食品の安全性を確保するため、店頭から食品の抜き取り検査を実施します。

### 1 期間

令和2年(2020年)12月1日(火)から12月28日(月)まで

### 2 実施機関

県内10保健福祉事務所（保健所）

### 3 実施方法

#### (1) 施設に対する立入検査

##### ア 重点施設

スーパーマーケット、旅館、仕出し屋、弁当屋、給食施設等

##### イ 立入検査内容

食品の衛生的な取扱い方法、食品の適正表示（期限表示等）の確認等

#### (2) 食品の抜き取り検査

##### ア 対象食品

食肉製品、魚介類加工品、冷凍食品、牛乳、野菜・果実等

##### イ 検査項目

微生物（大腸菌群、一般細菌等）

食品添加物（保存料、着色料、発色剤等）

残留農薬等

### ●内容に関するご意見・お問い合わせ先

・長野県庁健康福祉部食品・生活衛生課

（電話 026-235-7155, FAX 026-232-7288, 電子メール shokusei@pref.nagano.lg.jp）

・最寄りの保健福祉事務所（保健所）食品衛生相談窓口

## ○ 参考資料

令和元年度（2019年度）の年末一斉取締りの実施結果

### （1）立入検査結果

| 立入検査施設数 | 指導件数 | 指導件数の内訳                              |
|---------|------|--------------------------------------|
| 2,541施設 | 339件 | ・許可を要する営業施設：314件<br>・許可を要さない営業施設：25件 |

### （2）食品の抜き取り検査結果

| 検体数  | 不適件数 | 不適内容 |
|------|------|------|
| 192件 | 0件   | —    |

## ○ その他

保健福祉事務所（保健所）ごとに実施計画を立てていますので、お問い合わせください。

| 保健福祉事務所名           | 電話番号         |
|--------------------|--------------|
| 佐久保健福祉事務所 食品・生活衛生課 | 0267-63-3297 |
| 上田保健福祉事務所 食品・生活衛生課 | 0268-25-7152 |
| 諏訪保健福祉事務所 食品・生活衛生課 | 0266-57-2929 |
| 伊那保健福祉事務所 食品・生活衛生課 | 0265-76-6839 |
| 飯田保健福祉事務所 食品・生活衛生課 | 0265-53-0446 |
| 木曾保健福祉事務所 食品・生活衛生課 | 0264-25-2235 |
| 松本保健福祉事務所 食品・生活衛生課 | 0263-40-1942 |
| 大町保健福祉事務所 食品・生活衛生課 | 0261-23-6528 |
| 長野保健福祉事務所 食品・生活衛生課 | 026-225-9065 |
| 北信保健福祉事務所 食品・生活衛生課 | 0269-62-3106 |